

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

【告示】

環境管理課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

耕地課

○ 〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

【人事委員会】

○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

（県例規集登載）

【公安委員会】

○ 岡山県行政手続等における情報通信の技

交通規制課

目次

術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

担当課（室）

◎岡山県告示第五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社三社電機製作所

住所 大阪府大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号

氏名 代表取締役社長 吉村 元

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社三社電機製作所 岡山工場

所在地 岡山県勝田郡奈義町柿1741

令和6年2月16日 岡山県公報 第12574号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	変 更 前				変 更 後		変 更 前		
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A400)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A37)				65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A37)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A226)		
能	力	72,000枚/月	4回/月				4回/月		60,000枚/月		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—				許可後直ちに		—		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—				許可後直ちに		—		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—				許可後直ちに		—		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間	1時間				同左		24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通 常		最 大		通常	最大	通常	最大
				処理水槽	塩化第二鉄槽	処理水槽	塩化第二鉄槽				
	水 量 (m ³ /日)	2	3	1	0.0001	4	0.0005	1	4	14	15
	p H	6~8		2~3	1~2	2~3	1~2	2~3		2~3	
	B O D (mg/L)	<0.01	26.45	5	—	6	—	5	6	50	100
	C O D (mg/L)	32.31	206.96	2	2	3	2	2	3	50	100
	S S (mg/L)	ND	ND	20	20	30	20	20	30	15	30
	油 分 (mg/L)	0.2	7.88	1	1	2	1	1	2	2	3
	T-N (mg/L)	0.54	0.61	30	30	50	30	30	50	144	200
	T-P (mg/L)	1.24	1.80	3	3	5	3	3	5	11	21
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—	21	21	35	21	21	35	144	200
	ふっ素 (mg/L)	—	—	0	0	0	0	50	100	50	100
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	—	—	—	18,200	—	18,200	—	—	—	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年2月16日 岡山県公報 第12574号

区	分	変 更 後		廃 止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A226)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A01)		
能	力	60,000枚/月		4回/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		- (休止中)	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	12	12	-	-
	p H	2~3		-	
	B O D (mg/L)	50	100	-	-
	C O D (mg/L)	50	100	-	-
	S S (mg/L)	15	30	-	-
	油 分 (mg/L)	2	3	-	-
	T-N (mg/L)	144	200	-	-
	T-P (mg/L)	11	21	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	144	200	-	-
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年2月16日 岡山県公報 第12574号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		K-1				同左			
種 類 及 び 型 式		総合排水処理設備				同左			
構 造		RC造り半地下式				同左			
主 要 寸 法		20m×20m×7.7m				同左			
能 力		300m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		沈殿、曝気、ろ過、滅菌、脱窒				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時間における当該施設及びその処理前及びその状態及び通常の最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	271	300	271	300	271	300	271	300
	p H	2~3	2~3	6~8.4	5.8~8.6	2~3	2~3	6~8.4	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	50	100	15	20	50	100	15	20
	COD (mg/L)	42	94	10	15	36.5	79	10	15
	S S (mg/L)	15	30	10	10	15	30	10	10
	油 分 (mg/L)	8	15	2	5	8	15	2	5
	T-N (mg/L)	102	153	20	30	90.2	145	20	30
	T-P (mg/L)	7.6	14.3	2	3	6.9	16.4	2	3
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下	無数	無数	3,000以下	3,000以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	102	153	20	30	90.2	145	20	30
	ふっ素 (mg/L)	50	100	8	10	50	100	8	10

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	N0-1		N0-1	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	575	672	575	672
p H	5.8~8.6		5.8~8.6	
BOD (mg/L)	14.1	23	14.1	23
COD (mg/L)	8.1	12.2	8.1	12.2
S S (mg/L)	14.1	23	14.1	23
油分 (mg/L)	1.2	5.7	1.2	5.7
T-N (mg/L)	12.6	18.7	12.6	18.7
T-P (mg/L)	1.14	1.6	1.18	1.6
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	12.6	18.7	12.6	18.7
ふっ素 (mg/L)	5.3	8	5.3	8

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年2月16日から同年3月8日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び奈義町役場

◎岡山県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見勝山線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市大佐小阪部字三十代二五九三番一 地先から		新	九・二 九・五	二四・〇
新見市大佐小阪部字竹添二五九八番一 先まで		旧	一一・五 一一・六	二四・〇
新見市大佐小阪部字三十代二五九三番一 地先から		新	一一・三 一一・八	三六・九
新見市大佐小阪部字正木二五九四番一 先まで		旧	九・三 一二・六	三六・九

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見勝山線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市大佐小阪部字清広二五五九番一 先から		新	一一・三 一一・八	三六・九
新見市大佐小阪部字正木二五九四番一 先まで		旧	九・三 一二・六	三六・九
新見市大佐小阪部字清広二五五九番一 先から		新	一一・三 一一・八	三六・九
新見市大佐小阪部字正木二五九四番一 先まで		旧	九・三 一二・六	三六・九

◎岡山県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	新見勝山線	区間	供用開始年月日
県道	新見市大佐小阪部字岡ノ前二七五二番一地从先から新見市大佐小阪部字カケ田二六〇四番一地先まで		令和六年二月十六日

◎岡山県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三二二号	真庭市蒜山下長田字野田二五三番一地内
県道	新見勝山線	新見市大佐小阪部字三十代二五九三番一地先から 新見市大佐小阪部字竹添二五九八番一地先まで 新見市大佐小阪部字清広二五五九番一地先から 新見市大佐小阪部字正木二五六四番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年二月十六日

〔八三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	倉敷市	調査を行った期間	倉敷市 令和二年六月 ～ 令和四年三月	成果の名称	倉敷市の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域	児島小川五丁目の一部及び児島小川六丁目の一部	認証年月日	令和六年二月六日
調査を行った者の名称	倉敷市	調査を行った期間	倉敷市 令和三年五月 ～ 令和五年三月	成果の名称	倉敷市の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域	松江二丁目及び松江一丁目	認証年月日	令和六年二月六日

〔八四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 江木池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 江木池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和六年二月十六日から同年三月八日まで
- 四 縦覧の場所
真庭市役所

〔八五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 大井下池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 大井下池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和六年二月十六日から同年三月八日まで
- 四 縦覧の場所
矢掛町役場

〔八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九三番七、四七九三番一、四七九三番一四、四七九四番一、四七九四番五、四七九五番一、四七九六番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市四七四番地三リースランド西市F一〇一

久保 昇己

久保保乃花

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十八日岡山県指令建指第二七〇号

〔八七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字オノ神一―二三〇番六、一二三〇番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八四一番地三五シエトアB二〇三

吉井 健人

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十四日岡山県指令建指第二六七号

〔八八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字硯橋二四二番五、二四二番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五番地一〇一カレラガーデンB棟一〇七

内田 好彦

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二八八号

◎岡山県人事委員会規則第一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月十六日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）

第十三条第一項第一号中「百分の百二十五以上百分の二百十」を「百分の百二十二・五以上百分の二百五」に、「百分の百五十一以上百分の二百五十」を「百分の百四十八・五以上百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百一十以上百分の百二十二・五」に、「百分の百三十六・五以上百分の百五十一」を「百分の百三十四以上百分の百四十八・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百二」を「百分の九十九・五」に、「百分の百二十二」を「百分の百十九・五」に改める。

附 則

第十三条の二第一項各号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第三号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月十六日

岡山県公安委員会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年三月一日から施行する。